

地域指年度	昭和46年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	平成 4年度
	平成 9年度
	平成12年度
	平成25年度
	令和 6年度
	令和 8年度

八幡農業振興地域整備計画書

令和 8 年 月

京都府八幡市

目次

第1 農用地利用計画	1
1. 土地利用区分の方向	1
（1）土地利用の方向	1
ア 市域全域における土地利用の構想	1
イ 農業に関する土地利用の構想	3
ウ 農用地区域の設定方針	3
（2）農業上の土地利用の方向	5
ア 農用地等利用の方針	5
イ 用途区分の構想	6
2. 農用地利用計画	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2. 農業生産基盤整備開発計画	8
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	8
4. 他事業との関連	8
第3 農用地等の保全計画	9
1. 農用地等の保全の方向	9
2. 農用地等保全整備計画	9
3. 農用地等の保全のための活動	9
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
（2）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	11
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第5 農業近代化施設の整備計画	12
1. 農業近代化施設の整備の方向	12
2. 農業近代化施設整備計画	12
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	12

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	13
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	13
3. 農業を担うべき者のための支援の活動	13
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	14
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	14
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	14
3. 農業従事者就業促進施設	14
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第8 生活環境施設の整備計画	15
1. 生活環境施設の整備の目標	15
2. 生活環境施設整備計画	15
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	15
4. その他の施設の整備に係る事業との関連	15

附 図

土地利用計画図 (附図1号)

農業生産基盤整備開発計画図 (附図2号)

農用地等保全整備計画図 (附図3号)

農業近代化施設整備計画図 該当なし

農業就業者育成・確保施設整備計画図 該当なし

生活環境施設整備計画図 該当なし

第 1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 市域全域における土地利用の構想

本市の土地利用の構想については、以下のように位置付けられている。

① 持続可能な発展をめざす土地利用ゾーン

(a) 暮らしと交流の居住ゾーン

市内西部・南部に広がる住宅地では、生活道路や公園・緑地等の都市基盤の整備等により、ゆとりとうるおいのある良好な住環境の保全を図ります。

また、生活サービスやコミュニティの持続的な確保に向け、公共交通の利便性向上や拠点地域周辺への住み替え促進等による居住地の集約化を図ります。

(b) 発展と調和の産業ゾーン

市内中央部から東部にかけての田園地域は、優良農地と集落が共生するゾーンであり、美しい田園環境の保全に努めるとともに、集落での生活環境の向上を図ります。

また、周辺の土地利用の動向等を踏まえ、市街地の拡大に適した地域については、周辺環境との調和に配慮しながら計画的かつ適切な土地利用を検討することとし、特に、新名神高速道路や第二京阪道路等の交通利便を活かし、業務用地の需要拡大に対応した土地利用の展開を検討するとともに、付加価値の高い企業の集積を図ります（産業振興ゾーン）。

(c) 自然と歴史文化ゾーン

国宝石清水八幡宮を含む男山は、歴史の面影深い樹林地であることから、豊かな自然環境の保全に努めるとともに、歴史文化の発信地やレクリエーションの場としての活用を図ります。また、雄大な水辺空間を有する三川合流周辺から木津川にかけてについても、豊かな自然環境の保全と調和に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を図ります。

② 都市機能誘導エリア

(a) 石清水八幡宮駅周辺交流拠点

国宝石清水八幡宮や三川合流域など豊かな自然や歴史文化を活かし、広域的な交流を図るエリア。

(b) 橋本駅周辺交流拠点

生活・交流の拠点として、商業・医療など複合的な都市の機能の誘導を図るエリア。

(c) 複合都市機能拠点

広域交通の結節点という利便性を活かし、多様な都市機能の集積による魅力と賑わいの創出に向けた土地利用の実現を図る八幡京田辺JCT・IC周辺エリア。

③ 連携軸

(a) 広域交流軸

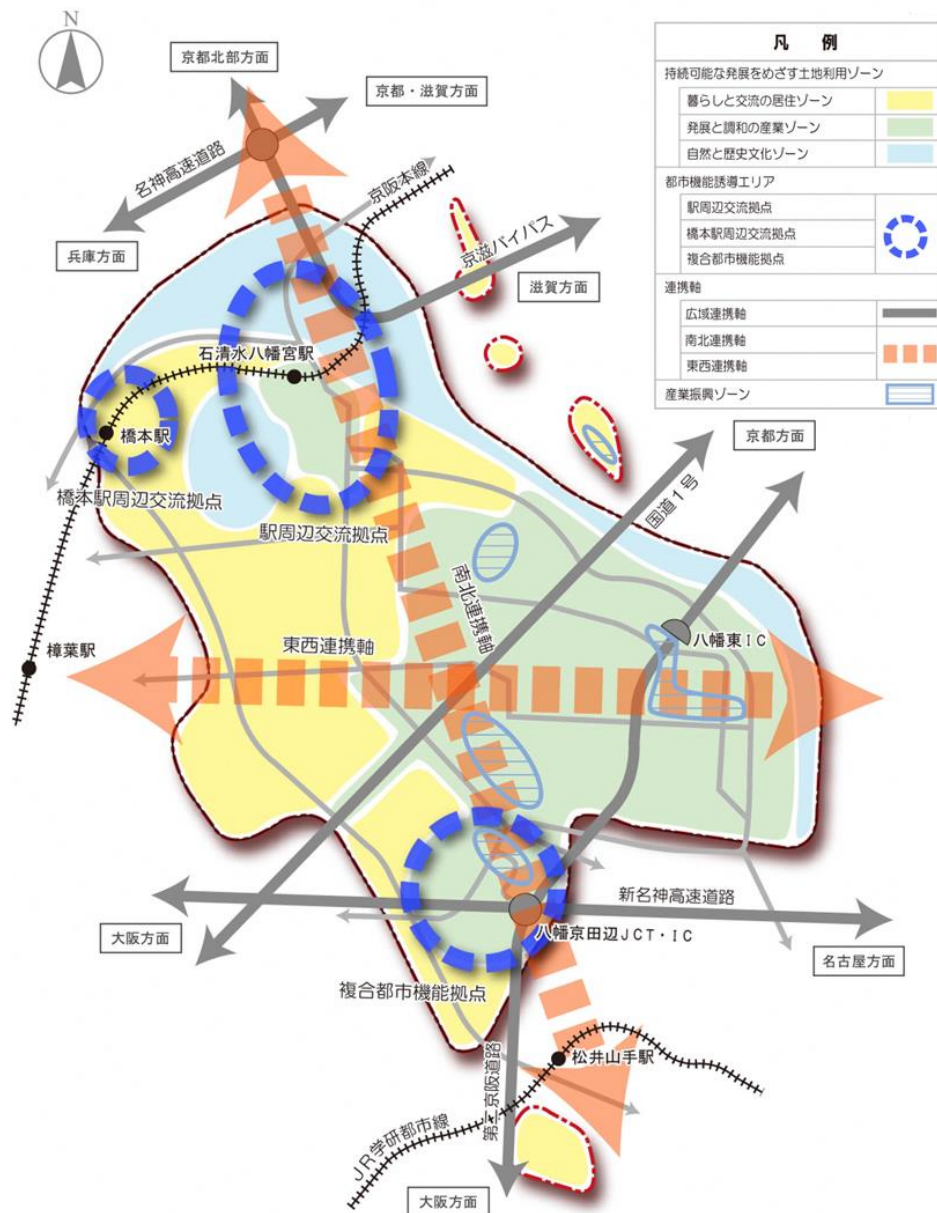
京都府北部や大阪・神戸、滋賀・名古屋、奈良・和歌山方面など、広域的な交流を可能にする幹線道路網を広域交流軸として位置づけ、未整備区間の整備を促進します。

(b) 南北連携軸

北の玄関口である京阪石清水八幡宮駅周辺と南の玄関口である八幡京田辺JCT・IC周辺及び北陸新幹線の新駅が設置されるJR松井山手駅周辺を結ぶ南北軸を南北連携軸と位置づけ、整備を進めます。

(c) 東西連携軸

市内を通り、枚方市の京阪樟葉駅と城陽市とをつなぐ東西軸を東西連携軸と位置づけ、地域間の連携強化を可能にする城陽市との連携道路の整備を促進します。



資料：八幡市都市計画マスタープラン

図 土地利用構想図及び土地利用方針図より作成

イ 農業に関する土地利用の構想

全農用地501.5haのうち490.1haが農業振興地域に含まれており、今後とも、優良農地の確保を基本として、定期的な見直しを行い、将来とも農地として農業生産の目的に使われる土地と、都市化の進展に合わせて都市的な土地利用を図る土地とに明確に分けることで、より生産性の高い土地利用に努めるものとする。

(単位：ha, %)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和6年)	490.1	37.2	2.9	0.2	69.5	5.3	99.4	7.6	38.8	2.9	616.6	46.8	1317.3	100
目標 (令和16年)	479.3	36.3	3.3	0.2	69.5	5.3	99.4	7.6	49.2	3.7	616.6	46.8	1317.3	100
増減	-10.8	-0.9	-0.4	±0	±0	±0	±0	±0	10.4	0.8	±0	±0	±0	±0

(注)：区分ごとの比率については、端数処理(ラウンド)の関係で計が合わない場合がある。

ウ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 490.1ha のうち、次の a ～ c に該当する農用地約 399.9ha について、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

- ・農業用の用排水施設の新設又は変更（いわゆる不可避受益地を除く。）
- ・区画整理
- ・農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ・埋立て又は干拓
- ・客土、暗渠排水、深耕、礫の除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a 及び b 以外の土地で、本農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・高収益をあげている野菜のハウス団地
- ・国が補助を行わない土地改良事業等の施工に係る区域内にある土地
- ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・農産漁村活性化法第5条第2項第2号ニに規定する農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業の用に供する土地

- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
- ・ 地域計画の区域内にある土地
- ・ 基盤法に基づく認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

- (a) 集落区域内に介在する農用地（主に平地にある水田・普通畑等）
 - ・ 該当区域数 12箇所 該当農用地面積 44.3ha
- (b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地（主に山林に介在する樹園地等の農用地）
 - ・ 該当区域数 該当農用地面積 13.2ha
- (c) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる農用地
 - ・ 該当なし
- (d) 国道及び府道等の沿道に介在する開発の可能性を有する農用地
 - ・ 約 21.9ha

（イ）土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農道・水路 17.2ha について、農用地区域を設定する方針である。

（ウ）農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、（ア）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地 3.3ha について、農用地区域を設定する。

（エ）現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

区域設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等土地利用の方針

農用地区域の土地利用状況は 403.2ha のうち田 346.2ha、畑 23.6ha、樹園地 30.1ha、その他 3.3ha である。

地域の農業生産は、米と野菜を柱とし、その他地域の特性を活かした、たけのこ、茶、ネギなどを主要な作目として、既農用地を総合的に活用する。既耕地の現況用途は相当混在し、区分は困難であるが原則として現況の変更は行わず、田、畑、農業用施設用地として利用する。

○地区別の農用地の現況と目標

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
八幡	63.0	63.0	0	-	-	-	-	-	-	0.3	0.3	0	63.3	63.3	0
川口	7.7	7.7	0	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0	7.7	7.7	0
岩田	59.6	59.6	0	-	-	-	-	-	-	0.8	0.8	0	60.4	60.4	0
野尻	11.3	11.3	0	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0	11.3	11.3	0
上津屋	8.8	8.8	0	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0	8.8	8.8	0
上奈良	11.3	11.3	0	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0	0	11.3	11.3	0
下奈良	13.7	13.7	0	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0	13.8	13.8	0
内里	141.2	141.2	0	-	-	-	-	-	-	1.4	1.4	0	142.6	142.6	0
戸津	59.8	59.8	0	-	-	-	-	-	-	0.6	0.6	0	60.4	60.4	0
美濃山	23.5	23.5	0	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1	0	23.6	23.6	0
計	399.9	399.9	0	-	-	-	-	-	-	3.3	3.3	0	403.2	403.2	0

(附図1号 土地利用計画図参照)

イ 用途区域の構想

(ア) 八幡地区（木津川右岸及び桂川左岸堤防、京都市界を順次結んだ区域の範囲）

木津川右岸、宇治川左岸及び京都市界を結ぶ区域の水田地帯約 11ha はほ場整備も整い、機械化条件を十分に備えており引き続き水田として確保する。

(イ) 川口地区（川口高原の区域）

本地区は名神高速道路、新たに整備されつつある新名神高速道路、第二京阪道路及び京滋バイパス等で構成される都市間高速道路へのアクセスが良好な地域であり、産業振興ゾーンに指定されている。交通利便性の向上による土地ポテンシャルの高さから、都市化を検討していくべき地域である。

(ウ) 八幡・川口・岩田・野尻・上津屋・上奈良・下奈良・内里・戸津地区（岩田の市街化区域界、木津川左岸堤防（岩田）、上津屋の市街化区域界、木津川左岸堤防（上奈良）、下奈良及び川口の市街化区域界、木津川左岸堤防（八幡）、八幡から内里に至る市街化区域界及び京田辺市界を順次結んだ区域の範囲）

(a) 南東部京田辺市に接する岩田地区は畑が団地化しており、畑地かんがい施設、農道等の整備を行い野菜団地として確保する。

(b) 前記以外の区域は、約 350ha の内 287ha がほ場整備を完了し、主に水田として活用されているが、交通利便性の向上による土地ポテンシャルの高さから、八幡市都市計画マスタープランにおいて八幡東 IC や八幡京田辺 JCT・IC 周辺が産業振興ゾーンに位置付けされ、都市近郊農業と都市整備に伴う土地利用転換との均衡を維持しながら、収益性が高く持続可能な農業の確立を目指していく。また、未整備田については、より継続性の高い営農体制の確立に向け、野菜などの高収益型作物も安定的に生産可能な農地として活用できるよう、ほ場整備等の実施に向けた取組を進める。

(エ) 岩田・野尻・上津屋・上奈良地区（岩田、野尻、上津屋、上奈良にかかる木津川堤外民有地の範囲）

木津川河川敷（堤外地）の畑約15haは主に茶樹が栽培されており、畑地として確保する。

(オ) 美濃山地区（内里から美濃山に至る市街化区域界及び京田辺市界を結んだ区域の範囲）

本地区は八幡京田辺 JCT・IC が整備されるなど交通利便性の向上による土地ポテンシャルの高さから、八幡市都市計画マスタープランにおいて八幡京田辺 JCT・IC 周辺が産業振興ゾーンに位置付けされており、都市化を検討していくべき地域である。

また、それ以外の残った土地についても、傾斜度が大きく且つ団地性が乏しく高能率な農業生産を図ることが困難であることから、今後は都市化の動向に合わせた土地利用転換を検討していく。

(カ) (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) 共通

現況、用途で利用し、施設用地を新たに追加することにより合理的に利用し、土地の高度利用を図る。

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

地域内既存農用地のうち、田についてはほとんど傾斜度 1/300 以内の平坦で集団化している。畑は、ほ場整備区域内、北部桂川沿い、東部木津川沿い、南部丘陵地において 5～10ha の団地を形成しているほかは、全地域に散在している。

農業生産の基盤である農地、農道、農業用排水施設等の整備は、農業の生産性向上や農業経営の安定を図るためには必要不可欠である。

ほ場整備は、大正 15 年に耕地整理が八幡で実施されて以降、府営ほ場整備事業が昭和 55 年より実施され、岩田、内里、戸津地区を中心に平成 3 年度に完了、また、市営土地改良事業が平成 7 年度より実施され、戸津、下奈良地区を中心に平成 9 年度に完了しており整備率としては 54.4%で、優良農地として高度利用を図っていく農地については、地元の意向を把握しながら、今後もさらなるほ場整備を進めていく。

今後、引き続き、農業生産活動の維持発展や農村地域の保全・活性化のための整備を計画的に実施していくとともに、これまでに整備した水利施設等の維持管理や長寿命化を図るための取組を積極的に推進する。

2. 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	ほ場整備	上津屋・野尻・岩田	28ha	①	
区画整理	ほ場整備	八幡・川口・下奈良	40ha	②	

(附図 2 号 農業生産基盤整備開発計画図参照)

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4. 他事業との関連

該当なし。

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

耕作放棄地の発生・増加を抑止するため、遊休農地となるおそれがある農地については、地域計画の作成を通じて、地域農業の仕組みづくりと担い手農家等への農地集積等を図っていく。

また、農地・道路・水路の適正な管理による農業生産活動の継続や、農業生産のみならず、体験農園を核とした地域との交流型農業を推進し、農地利用の新たな需要拡大を図る。更に、老朽化してきているため池や用水施設等の改修等を計画的に実施する。

2. 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
農用地等保全施設整備	揚水ポンプの 取替	川口・八幡	67ha	①	川口揚水機場
農用地等保全施設整備	揚水ポンプの 取替	岩田・内里・ 戸津・八幡	309ha	②	岩田揚水機場

(附図3号 農用地等保全整備計画図参照)

3. 農用地等の保全のための活動

耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、集落協定に基づく農地保全活動に対し支援するとともに、多面的機能支払に取り組み、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などの幅広い参加により農地の保全と農業用施設を長持ちさせるためのきめ細やかな活動を実施する。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営の目標としては、八幡市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり2000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

<個別経営体>

営農類型	経営規模 〈作付面積〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理 の方法	農業従事 の態様等	所得・時間
水稲 ＋タケノコ ＋露地野菜 (軟弱野菜)	水稲 60a タケノコ 30a 露地 200a 他	乾燥機 粃すり機	青色申告 の実施	週休2日の 導入	主 6,200 千円 2,000hr 家 2,000hr
水稲 ＋露地野菜 (軟弱野菜) ＋施設野菜 (果菜類)	水稲 50a 露地 40a 施設 30a 他	パイプハウス	青色申告 の実施	週休2日の 導入	主 6,200 千円 2,000hr 家 2,000hr
水稲 ＋花き	水稲 300a 花き 40a 他	パイプハウス	青色申告 の実施	週休2日の 導入	主 12,000 千円 2,000hr 家 2,000hr
茶	茶 100a 他	茶工場	青色申告 の実施	家族労働の 休日や臨時 雇用者の労 働管理の徹 底	主 6,500 千円 2,000hr 家 2,000hr
露地野菜 (軟弱野菜) ＋施設野菜 (軟弱野菜)	露地 220a 施設 30a 他		青色申告 の実施	週休2日の 導入	主 6,500 千円 2,000hr 家 4,000hr

〈組織経営体〉

営農類型	経営規模 〈作付面積〉	生産方式 〈資本装備〉	経営管理 の方法	農業従事 の態様等	所得・時間
水稲 ＋茶	水稲 1,200a 茶 200a	作業用ハウス 育苗ハウス	青色申告 の実施	作業分担に より盆と正 月および農 閑期を中心 に休暇取得	主 8,000 千円 2,000hr
水稲 ＋露地(軟弱) ＋イチゴ	水稲 300a 軟弱 400a イチゴ 100a 他	パイプハウス	青色申告 の実施	休日の安定	主 6,000 千円 2,000hr 家 2,000hr
施設(軟弱)	施設 1,000a	パイプハウス	青色申告 の実施	休日の安定	主 6,000 千円 2,000hr

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るため、農地中間管理機構を活用し、「地域農業の将来計画(地域計画)」により利用権の設定を促進し、認定農業者等担い手農家への集積を進める。

農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本地域は都市域に立地し、都市近郊農業と都市整備に伴う土地利用転換との均衡を維持していく必要がある中で、農業経営基盤強化促進のため、以下の施策を積極的に推進する。

- ①認定農業者、法人等の経営基盤の強化を促進することによる効率的かつ安定的な経営体の育成
- ②認定農業者への農用地の集積を図ったうえで、農地の面的集積を促進
- ③農作業の生産性向上及び省力化を図るため、スマート農業技術の活用促進
- ④農産物の高付加価値化の取組

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

本市においては、米の他、京のブランド製品の産地指定を受けている九条ねぎ、軟弱野菜、ナス、トマト、キュウリ、大根、茶などが作付けされており、その特性に応じた営農を推進するための農業近代化施設は、集出荷施設などが整備されてきた。今後は農業経営の体質強化を図りつつ、農産物を用途・需要別に必要な量・仕様に従って供給し、多様な用途・需要に対応した生産・流通の取組を推進する。

また、消費者・実需者のニーズに対応して、生産・加工・販売の一体化等の経営の多角化・高度化に向けた農業者による取組を促進するとともに、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業に係る事業の融合等による地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。

これらの新たな取組みに必要となる近代化施設等については、農家の意向等も踏まえて各種補助事業等を活用して整備する。

2. 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化によって、農家数及び農業従事者数は減少傾向にある中で、将来にわたって本市の農業が持続的に発展していくためには、関係団体が連携して、農業に関する豊富な知識と高度な技術力、優れた経営感覚を兼ね備えた経営体をより多く育成・確保していくことが重要である。

特に、地域農業の担い手となり得る農業者には、経営体質の強化や生産組織の法人化を促進させるため、経営規模の拡大や農地の集積、農業生産基盤の整備等を積極的に支援する。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

農業従事者の高齢化の進展とその他農業を取り巻く環境の変化にともない、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保が必須であることから、関係機関との連携による農業後継者への経営指導等を行い、新規就農へと導く。また、農地の貸し手と借り手を仲介するため、農地中間管理事業を活用し、「地域農業の将来計画（地域計画）」により利用権の設定を促進する。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

大都市に隣接しており、現状では兼業農家での就業機会は比較的に恵まれている。しかし、市外に就業の場を求めている者もあり、身近に安定した就業機会の確保を整備することも重要な課題となっている。農業生産基盤の整備を図り、中核的な農業従事者の確保を図る。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 町 村 内			市 町 村 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務		8	0	8	47	7	54	55	7	62
自営兼業		41	5	46	29	3	32	70	8	78
出稼ぎ		0	0	0	0	0	0	0	0	11
日雇、臨時雇		1	1	2	7	2	9	8	3	
合 計		50	6	56	83	12	95	133	18	151

(注) 農業振興に関するアンケート調査結果(R5年12月実施)による。

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の就業の場を確保するには、就業先となる経営体の経営安定化が重要であることから、農業生産組織の法人化を進めるとともに、経営面積や農産物の直接販売の拡大、農業経営の複合化や6次産業化等を推進し、農業所得を安定的に確保できる経営体の育成を進める。

3. 農業従事者就業促進施設

該当なし。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第 8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

都市化の進行により、混在化が予想されるため、農業生産活動と住民生活が調和をもって営まれるよう地域住民総意の活動により、良好な生活環境の確保を図る。このため、農業者とその他住民を包摂するコミュニティ活動の拠点として「四季彩館（やわた流れ橋交流プラザ）」のあり方を検討し、より効果的に活動を展開できるよう整備を図る。

2. 生活環境施設整備計画

該当なし。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

附 図

別 添

土地利用計画図	(附図 1 号)
農業生産基盤整備開発計画図	(附図 2 号)
農用地等保全整備計画図	(附図 3 号)
農業近代化施設整備計画図	該当なし
農業就業者育成・確保施設整備計画図	該当なし
生活環境施設整備計画図	該当なし